

（義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の一部改正）

第四条 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和三十八年法律第百八十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「第四十九条」の下に、「第四十九条の八」を加え、「附則第九条」を「附則第九条第一項」に改める。

第十三条第六項ただし書及び第十八条第一項中「附則第九条」を「附則第九条第一項」に改める。

（障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律の一部改正）

第五条 障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律（平成二十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「第四十九条」の下に、「第四十九条の八」を加える。

第十六条第一項第二号中「附則第九条」を「附則第九条第一項」に改める。

（民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第六条 民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十九年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。

第一百五十一条中「第三十三条の二第二項」の下に「若しくは第三十三条の三第二項（これらの規定を旧著作権法第百二条第一項において準用する場合を含む。）」を加える。

海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

平成三十年六月一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第四十号

海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律

（目的）

第一条 この法律は、海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進を図るため、国土交通大臣による基本方針の策定について定めるとともに、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構その他の法人に海外社会資本事業への我が国事業者の円滑な参入に資する調査その他の業務を行わせる等の措置を講ずることにより、我が国経済の持続的な成長に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「海外社会資本事業」とは、鉄道施設、水資源の開発又は利用のための施設、都市における土地の合理的かつ健全な利用及び都市機能の増進に寄与する住宅その他の建築物及びその敷地、下水道、空港、道路、港湾その他国土交通省令で定める施設の整備、運営又は維持管理に関する事業であつて、海外において行われるものをいう。

2 この法律において「機構等」とは、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（第四条及び第十六条において「鉄道・運輸機構」という。）、独立行政法人水資源機構（第五条において「水資源機構」という。）、独立行政法人都市再生機構（第六条において「都市再生機構」という。）、独立行政法人住宅金融支援機構（以下「住宅金融支援機構」という。）、日本下水道事業団、成田国際空港株式会社、高速道路株式会社（平成十六年法律第九十九号）第一条に規定する会社をいう。第十條において同じ。）、国際戦略港湾運営会社（港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四十三條の十一第一項の規定による指定を受けた者をいう。第十一條において同じ。）及び中部国際空港株式会社（中部国際空港の設置及び管理に関する法律（平成十年法律第三十六号）

第四条第一項の規定による指定を受けた者をいう。第十二條において同じ。）をいう。

（基本方針）

第三条 国土交通大臣は、海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進の意義に関する事項

二 海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進の方法に関する基本的な事項

三 機構等に行わせる海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に資する調査その他の業務に関する基本的な事項

四 機構等及び海外社会資本事業を行い、又は行おうとする我が国事業者その他の関係者の連携及び協力に関する事項

五 前各号に掲げるもののほか、海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する重要事項

3 基本方針は、良質な社会資本の整備、運営及び維持管理並びに海外社会資本事業への参入に関する国際的動向を踏まえつつ、我が国に蓄積された良質な社会資本に関する知識、技術及び経験を活用し、国土交通大臣、機構等及び海外社会資本事業を行い、又は行おうとする我が国事業者その他の関係者の相互の連携及び協力の下に、海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進を図ることを旨として、定めるものとする。

4 国土交通大臣は、基本方針を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、水資源の開発又は利用のための施設に係る海外社会資本事業に関する部分については厚生労働大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣に、住宅金融支援機構に行わせる業務に関する部分については財務大臣に、それぞれ協議しなければならない。

5 国土交通大臣は、基本方針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（鉄道・運輸機構の行う海外高速鉄道調査等業務等）

第四条 鉄道・運輸機構は、この法律の目的を達成するため、基本方針に従つて、次に掲げる業務を行う。

一 新幹線鉄道（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第百八十号）第四条第三号に規定する新幹線鉄道をいう。）の技術が活用され、又は活用されることが見込まれる海外の高速鉄道に関する調査、測量、設計、工事管理、試験及び研究を行うこと。

二 前号に規定する海外の高速鉄道に関する調査、測量、設計、工事管理、試験及び研究の全部又は一部を行う事業を実施する者に對し、その事業の円滑な実施に必要な資金の出資を行うこと。

三 前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 鉄道・運輸機構は、前項第二号に掲げる業務を行おうとするときは、あらかじめ、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

3 国土交通大臣は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

（水資源機構の行う海外調査等業務）

第五条 水資源機構は、この法律の目的を達成するため、基本方針に従つて、水資源の開発又は利用であつて海外において行われるものに関する調査、測量、設計、試験、研究及び研修の業務を行う。（都市再生機構の行う海外調査等業務）

第六条 都市再生機構は、この法律の目的を達成するため、基本方針に従つて、市街地の整備改善又は賃貸住宅の供給、管理若しくは増改築であつて海外において行われるものに関する調査、調整及び技術の提供の業務を行う。